

川崎市介護保険業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 要介護・要支援認定に係る申請者数及び認定者数の増大に伴い、より効率的かつ効果的な介護保険業務の遂行に向け、事業を委託するにあたり、プロポーザル方式による公正かつ適正な審査のもと、当該事業を委託するに相応しいと認められる事業者を選定することを目的として、川崎市介護保険業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉局長寿社会部長 健康福祉局長寿社会部介護保険課長 健康福祉局総務部企画課長 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長	委託事業者の特定及び指導に関すること
---	--------------------

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局長寿社会部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局長寿社会部介護保険課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委託事業者の特定)

第6条 委員会は、参加意向の申し出があった事業者による企画提案評価の結果、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局長寿社会部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月15日から施行する。